

令和 6 年度

上尾市立今泉小学校いじめ防止基本方針

目 次

はじめに

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの基本認識

2 いじめに取り組むための組織

- (1) 設置目的
- (2) 組織の構成員
- (3) 活動内容
- (4) 関係機関との連携

3 いじめの未然防止

- (1) 教師の言動・姿勢
- (2) いじめを許さない学級づくり
- (3) わかる授業づくり
- (4) 道徳教育の推進
- (5) 児童（生徒）によるいじめ防止の取組
- (6) ネットいじめへの対応
- (7) その他

4 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめの早期発見
- (2) いじめの早期対応
- (3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底
- (3) 重大事態への対応

はじめに

本校では、いじめの根絶に向けて月1回の学校生活アンケート（児童用）や学期に1回の子どものサイン発見アンケート（保護者用）の実施などを通して「いじめのサインを見逃さない」取組を継続的に行ってきました。サインが発見された場合は2者面談、3者面談を行い児童に寄り添うなど、迅速な対応を心がけた。また、そのような事例について生徒指導委員会を中心に情報の共有化を図り、全職員で対応できる体制を整えている。

上尾市立今泉小学校いじめ防止基本方針（以下「今泉小学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立今泉小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「うざい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう

※ 児童間のトラブルで保護者に状況を連絡した場合は、「いじめ」と捉える。学年主任、生徒主導主任、管理職へ報告する。

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中心核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任

(3) 活動内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 関係機関との連携

- ア 保護者との連携、協力依頼等
- イ 教育委員会との連携
- ウ 警察等との連携

3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うために以下の内容について十分留意する。

- ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

- イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目

が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の2点について取り組む。

ア 児童が安心して学校生活が送ることができるよう配慮する。

- ・「いじめは許さない」ということを教師自らが毅然とした態度で子どもたちに示す。
(「いじめをしない・見て見ぬふりをしない」)
- ・児童の気持ちを共感的に受け止める。(「先生は話をきちんと聞いてくれる」)
- ・児童を見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている」)

イ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気づかなかった自分のよさや級友のよさを先生が教えてくれた。」)

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

ア 「わかった」「できた」という喜びを味わわせる。

- ・スマールステップによる段階的な指導を行う。
- ・少人数指導による個別指導を充実させ、理解を深める。

イ 豊かな関わり合いの中で、喜びを味わわせる。

- ・少人数による話し合い活動を通じて、理解を深める。
- ・自分の意見に対して肯定的な返事をもらったり、友達の考え方のよさを発見したりする。

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

- ア 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」を活用する。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

- ア 「いじめをなくす宣言」を校舎内の児童の目につく場所に掲示し、児童によるいじめ防止への意欲を高める。

- イ 「いきいき週間」という生活目標に対する振り返りの活動を通して、友達となかよく生活することの大切さについて考え、主体的な活動へつなげる。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

- イ 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

- ・ 学校の生活アンケート（児童生徒対象）を毎月実施する。
- ・ 子どものサイン発見アンケート（保護者対象）を実施する。
- ・ 子どものサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」にある「I いじめ防止対策編」も活用する。

エ 児童（生徒）及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する

（ア）学校の生活アンケート（児童（生徒）対象）を毎月実施する。

（イ）子どものサイン発見アンケート（保護者対象）を年に1回実施する。

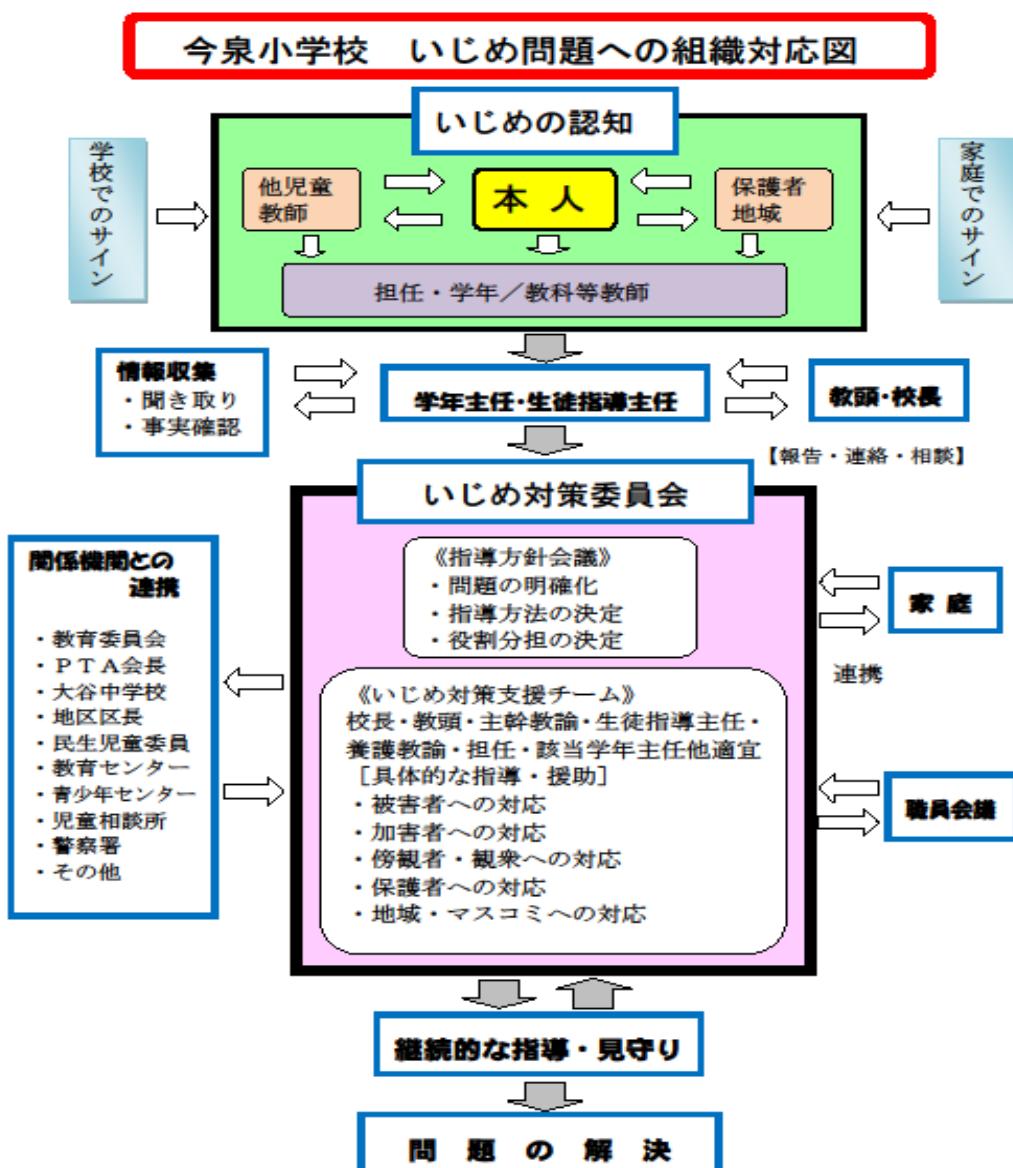
（ウ）子どものサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

（2）いじめの早期対応

まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童（生徒）を守り通すとともに、加害児童（生徒）に対しては、当該児童（生徒）の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。



イ いじめる児童への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てことなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

ア 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、日常的に情報共有や相談を行う。

イ いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求める。

ウ 匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

エ 警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察へ積極的に相談・通報を行う。

オ 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校は、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。

カ 警察への相談・通報を確実に行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図り、警察と連携した対応が早期に可能となるよう相談・通報の促進を図る。

キ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。

(4) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の12ページに規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生の報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。